

# 岐阜県公報

第二千九百四十三号  
平成三十年五月一日  
(火曜日)

## 目 次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(運輸免許課)二七七<sup>ハ</sup>

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(航空宇宙産業課)二七八

公 示

多治見都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)二七八

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所)二七九

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所)二八〇

## 公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月一日

岐阜県公安委員会  
委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の審査の場所及び期日並びに審査を行う免許の種類は、次の表のとおりとする。  
ただし、公安委員会が特別の理由があると認めるときは、同項の審査を行わない。

岐阜試験場		場 所
火曜日	木曜日 及び金 曜日	期日
大型二輪免許及び普通二輪免許	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許	審査を行う免許の種類
大型二輪免許及び普通二輪免許	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許	

高山試験場 金曜日 普通免許及び普通仮免許

備考 審査の期日が次のいずれかに該当する場合には、審査を行わない。  
 イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日  
 ロ 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第十六条に次の一項を加える。

3 公安委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に審査の場所及び期日並びに審査を行う免許の種類を定めて、同項の審査を行うことができる。  
 第十七条第一項中「施行規則第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。」を削り、同項の表多治見試験場の項中「火曜日」の下に「技能試験にあつては、毎月第二火曜日を除く。」を加え、「牽引第二種免許」を「牽引第二種免許」に改め、同表備考第一号イ中「昭和二十三年法律第七十八号」を削り、同表備考第二号ロ中「及び高山試験場」を削り、「いずれも」を「毎月第二火曜日以外の火曜日にあつては」に改め、同号に次のように加える。

二 高山試験場において実施する学科試験（普通免許及び普通仮免許以外の免許に係るものに限る。）

第十七条第三項中「前二項」を「前三項」に、「免許試験の」を「免許試験及び技能検査（以下「免許試験等」という。）の」に、「並びに試験」を「並びに免許試験等」に、「免許試験を」を「免許試験等を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公安委員会は、施行規則第十八条の二の三第四項において準用する施行規則第二十二條の規定により、次の表のとおり技能検査を行うものとする。ただし、公安委員会が特別の理由があると認めるときは、技能検査を行わない。

高山試験場	金曜日	普通免許
岐阜試験場	月曜日 水曜日 木曜日 及び金曜日	大型免許、 中型免許、 準中型免許及び普通免許
場所	期日	検査を行う免許の種類

備考 技能検査の期日が次のいずれかに該当する場合には、技能検査を行わない。  
 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
 ロ 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則  
 この規則は、平成三十年五月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成三十年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
誠和工業株式会社	各務原市上戸町七丁目一番地の二二	平成三〇・四・一七	平成三〇・九・三〇

公 示

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
多治見都市計画道路  
三・五・二十 小名田線
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	高須輪中	改区名	年月日	退任	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	理事	森 正弘	海津市海津町松木 四八五番地
同	同	同	同	同	同	西 脇 幸雄	平田町野寺 二六八番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 榮俊	海津町福岡 四六一番地一
同	同	同	同	同	同	渡 邊 良規	平田町今尾 三二九番地
同	同	同	同	同	同	市 川 保彦	海津町日原 一三番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 仁夫	海津町福江 三〇二番地
同	同	同	同	同	同	安 立 正則	海津町沼新田 七七番地
同	同	同	同	同	同	吉 田 不二夫	平田町蛇池 八六番地
同	同	同	同	同	同	和 田 末廣	平田町三郷 一九六〇番地
同	同	同	同	同	同	高 木 利郎	平田町高田 一〇二二番地
同	同	同	同	同	同	渡 邊 繁夫	海津町草場 四一番地
同	同	同	同	同	同	大 田 和 靖司	海津町金廻 一三番地

就任した役員

土地改良区	高須輪中	改区名	年月日	就任	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	理事	森 正弘	海津市海津町松木 四八五番地
同	同	同	同	同	同	吉 田 不二夫	平田町蛇池 八六番地
同	同	同	同	同	同	横 井 明	海津町西小島 二〇六番地
同	同	同	同	同	同	菱 田 隆行	平田町西島 一三三二番地二
同	同	同	同	同	同	馬 場 久規	海津町秋江 二〇九六番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 克美	海津町福江 一〇六八番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 光治	海津町平原 一一〇八番地
同	同	同	同	同	同	安 達 社	海津町帆引新田 一三六四番地
同	同	同	同	同	同	戸 谷 隆英	平田町野寺 一二五五番地
同	同	同	同	同	同	杉 野 史和	平田町今尾 三二二二番地
同	同	同	同	同	同	中 村 豊	平田町土倉 一番地
同	同	同	同	同	同	福 田 勝	海津町長瀬 一〇二番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 好美	海津町福江 二九七番地
同	同	同	同	同	同	大 倉 久徳	海津町平原 三七番地一
同	同	同	同	同	同	早 川 哲雄	稲山 九四九番地一
同	同	同	同	同	同	大 橋 茂一	平田町勝賀 一四一〇番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 隆	海津町鹿野 六三〇番地
同	同	同	同	同	同	森 昇	海津町帆引新田 五〇四番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 光治	海津町平原 一一〇八番地
同	同	同	同	同	同	伊 藤 隆	海津町鹿野 六三〇番地
同	同	同	同	同	同	山 中 恒夫	平田町勝賀 一三三六番地
同	同	同	同	同	同	早 川 哲雄	海津町稲山 九四九番地一
同	同	同	同	同	同	伊 藤 英明	海津町馬目 二二二番地
同	同	同	同	同	同	水 谷 稔彦	海津町稲山 三六四番地



平成三十年五月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

改良地名	年月日	役名	氏名	住所	所
土地区改良	平成30.5.1	理事	富田和弘	揖斐川町房島	九七三番地一
揖斐川町	平成30.5.1	同	宮川博	北方	一九四一番地一の二
区	平成30.5.1	同	清水清隆	南方	一七〇七番地二
		同	松久行雄	新宮	五番地一
		同	橋本峯夫	小島	四四三番地一
		同	窪田忠生	岡	一三三番地一
		同	小川剛	白檜	二八〇番地
		同	粟野英明	上東野	三三二番地
		同	森悦郎	瑞岩寺	一八〇番地一
		同	水野忠義	上野	二二四四番地二
		同	林綾男	若松	二〇七番地
		同	高橋典男	脛永	一〇九六番地
		同	田中良幸	同	二七三番地
		同	安藤康雄	同	七八四番地
		同	橋本洋	揖斐川町下岡島	一〇七番地
		同	河村勝美	池田町粕ヶ原	八三五番地の一
		監事	野田博	揖斐川町北方	一一七一番地一
		同	井深和久	市場	一〇二〇番地
		同	安藤龍太郎	若松	二七九番地
		同	安藤稔	脛永	五八六番地一

就任した役員

改良地名	年月日	役名	氏名	住所	所
土地区改良	平成30.5.1	理事	富田和弘	揖斐川町房島	九七三番地一
揖斐川町	平成30.5.1	同	宮川博	北方	一九四一番地一の二
区	平成30.5.1	同	清水清隆	南方	一七〇七番地二
		同	松久行雄	新宮	五番地一
		同	河合智	小島	八二六番地
		同	橋本照幸	同	四三九番地
		同	内田悟	揖斐川町白檜	四五三番地一
		同	内藤茂晴	市場	一四〇五番地一
		同	林幸雄	同	一五八番地二
		同	窪田好史	瑞岩寺	三三四番地五
		同	林綾男	和田	二〇七番地
		同	田中良幸	脛永	二七三番地
		同	安藤稔	同	五八六番地一
		同	安藤康雄	同	七八四番地
		同	橋本洋	揖斐川町下岡島	一〇七番地
		同	遠藤正郎	池田町粕ヶ原	一三二〇番地の一
		監事	細野正人	揖斐川町北方	一四五三番地三
		同	早見俊逸	上野	一〇七〇番地
		同	寺澤忠廣	若松	二七五番地
		同	坪井悟	脛永	三三五七番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 良 区 名 地	年 退 月 日 任	役 名	氏	名 住	所

土 良 区 名 地	年 退 月 日 任	役 名	氏	名 住	所

就任した役員

土 良 区 名 地	年 就 月 日 任	役 名	氏	名 住	所

土 良 区 名 地	年 就 月 日 任	役 名	氏	名 住	所

平成三十年五月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社